

# 商工会 だより

第62号  
 山口県中央商工会事務局  
 本所・阿知須支所  
 0836-65-2129  
 秋穂支所  
 083-984-2738  
 阿東支所  
 083-956-0032



【第6回 通常総代会開催】

平成26年度通常総代会(第6回)が、5月21日(水)に阿東地域交流センターにて開催されました。

まず、原田勝昭会長が挨拶し、来賓による祝辞の後、田村哲信理事が議長に選出され、議事に入りました。

提出された議事は、次の通りです。

第1号議案 平成25年度事業報告並びに収支決算の承認について

第2号議案 平成26年度事業計画並びに収支予算の承認について

第3号議案 平成26年度における一時借入金

第4号議案 定款の一部改正について  
 第5号議案 運営規約の一部改正について

提出された全ての議案が原案通り可決・承認されました。

議事終了後、報告事項として労働保険事務組合収支決算書の内容を報告し、総代会は終了しました。

なお、第4号議案の定款変更ならびに第5号議案の運営規約の変更内容は次の通りです。

### 定款の一部改正

1. 改正の理由  
 商工会青年部員資格の緩和による改正
2. 改正する事項  
 青年部員の年齢制限【第50条(青年部員の資格)】  
 改正前↓青年部員たる資格を有する者は(略)、年齢満40歳

以下の者。  
 改正後↓青年部員たる資格を有する者は(略)、年齢満45歳以下の者。  
 (※線の部分が変更点)

### 運営規約の一部改正

1. 改正の理由  
 消費税率引き上げによる手数料の一部改正

2. 改正する事項  
 左表の手数料徴収基準を①から⑤については外税方式の金額表示とし、表の金額に消費税を加算した額とします。  
 なお、この改正は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用します。

### 【手数料徴収基準】

種類	事項	手数料												
① 記帳代行料	帳簿の記帳代行	36,000円、60,000円、72,000円の3通り(事務の程度に応じて徴収)												
② 決算指導手数料	決算・確定申告	11,000円、12,000円、14,000円、15,000円、18,000円の5通り(事務の程度に応じて徴収)												
③ 消費税申告手数料	消費税申告	簡易課税 3,000円 本則課税 5,000円												
④ 源泉税事務手数料	源泉税申告	2人まで1,000円 以後、1人増加毎に200円加算												
⑤ パソコンによる文書作成手数料	A4判1枚を基準とし、難易度により次のとおり区分する。 A: 簡易なもの B: 普通 C: 手数料を要するもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>会員</th> <th>非会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	会員	非会員	A	500円	1,000円	B	1,000円	2,000円	C	2,000円	3,000円
区分	会員	非会員												
A	500円	1,000円												
B	1,000円	2,000円												
C	2,000円	3,000円												
⑥ 労働保険事務手数料	労働保険事務手続	保険料の3% ただし、最低額は3,000円												

①～⑤については、上記金額に消費税額を加算した額とする。ただし、⑥については、今改正においては現行のままとし消費税を加算しない。

### ◎「みなし仕入率」新旧対照表

	現 行	改正案
金融業及び保険業	第4種事業 (見なし仕入率60%)	第5種事業 (見なし仕入率50%)
不動産業	第5種事業 (見なし仕入率50%)	第6種事業 (見なし仕入率40%)

適用時期 平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用されます。

【消費税関係】  
 ◎簡易課税制度のみなし仕入率の見直し  
 簡易課税制度を適用して消費税を計算する場合、みなし仕入率の実態を上回って乖離していると「益税」が生じることになります。消費税率の引上げによって、この益税額が増加すること懸念されることから、特に乖離が大きい金融保険業と不動産業において、左記の通り、みなし仕入率が見直されることになりました。

### 平成26年度 税制改正(一部抜粋)

【法人税関係】  
 ◎復興特別法人税の1年前倒しでの廃止  
 足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に、復興特別法人税の課税期間を1年前倒しで廃止します。

◎復興特別所得税  
 廃止後の復興特別所得税額は、各事業年度の法人税額から控除されます。

### 適用時期

復興特別法人税は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度までで廃止されます。

### ◎交際費課税の特例措置の拡充・延長

企業による交際費の支出を活発にし、飲食店等における消費の拡大を通じて経済の活性化を図る観点から、次のとおり拡充されます。

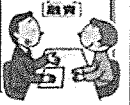
① 交際費の内、飲食の支出(限度額なし)の50%が損金算入可能となります。

② 中小法人に係る損金算入の特例(定額控除800万円)は、適用期限が2年延長されるとともに、前記①との選択適用になります。

### 適用時期

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

### 商工貯蓄共済 融資幹旋制度



商工会では、設備資金や運転資金・創業資金といった経営に必要な資金について、融資の紹介や幹旋を行っています。

中でも多く利用いただいていますのが、5月1日号で『ご利用枠拡大』と題して取り上げました「マル経資金融資」制度になります。当制度は、申込みいただいた内容を商工会が精査し推薦を行うことより、日本政策金融公庫が無担保・無保証・低利で融資する制度となっています。

次に多いのが、商工貯蓄共済に加入いただいている方のみがご利用できる『商工貯蓄共済融資幹旋制度』となります。

そこで今回は、当制度についてご紹介いたします。貯蓄共済制度への加入により新たな融資枠が得られることも当共済の大きなメリットでございます。まだ未加入の皆さまは、ぜひこの機会にご検討ください。

#### 商工貯蓄共済とは…

商工貯蓄共済とは、商工会の会員及びその家族・従

業員が加入できる、貯蓄・融資・保障・医療の4つの機能を組み合わせた商工会独自の共済制度です。

(ただし、保険の被保険者は6歳～65歳までの健康な方)

#### 融資幹旋制度の内容

##### 【融資対象】

商工貯蓄共済制度に加入後6か月以上経過し、所定の掛金を滞滞なく払い込んでいる方で、山口県信用保証協会の保証が得られる方が対象となります。

ただし、事業を法人で行っている場合は、法人で借入を行う事になります。

##### 【融資限度額】

共済加入年数によって、融資限度額が下表の通り異なってきます。

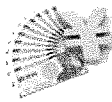
2年以上加入されている方は、積立金をベースにして融資の枠が得られるようになります。

##### 【融資期間】

500万円未満…7年以内  
500万円以上…10年以内

##### 【返済方法】

原則として分割返済ですが、特別の場合は一括返済もできます。



#### 【融資限度額】

加入年数	融資限度額
6か月以上	1口に対し10万円
1年以上	1口に対し20万円
2年以上	貯蓄積立金残高の5倍額 又は、1口に対し20万円。 ※ただし、融資残高が1,000万円を超える場合は、積立金の3倍。

最高：1,500万円（設備資金は見積書が必要です）

#### 【保証人】

◇個人：原則として不要。

◇法人：原則として法人代表者のみ必要。

#### 【保証料等】

山口県信用保証協会所定の保証料が必要になります。

#### 金融相談も、 商工会にご相談ください

経営に必要な事業資金についてお悩みの方は、借入を検討されている方は、ぜひ、お気軽に商工会にご相談ください。

皆さまに合った金融制度を選定して、融資幹旋又は紹介を行います。



「けが」「病気」「がん」の補償をする会員福祉共済に

新たに『生命保障』が誕生!!

「生命保障」が加わり、人に関する総合的な保障(補償)が可能になりました。



比べて  
ください!

取 扱 内 容	契約者(加入者)の加入資格	商工会の会員とその家族、会員の従業員
	共済期間/掛金払込期間	10年 ※掛金は10年間変わりません
	加入年齢範囲	6歳～65歳
	共済パターン	2口(1,000万円)～12口(6,000万円)

### 割安な掛金で大きな保障を得られます!



商工会の福祉共済「生命」保障 共済掛金表(月払) ※共済金2口 1,000万円あたり

男 性					女 性														
6歳	820円	18歳	1,240円	30歳	1,730円	42歳	3,390円	54歳	7,770円	6歳	540円	18歳	830円	30歳	1,310円	42歳	2,350円	54歳	4,060円
7	850円	19	1,260円	31	1,810円	43	3,640円	55	8,340円	7	560円	19	860円	31	1,370円	43	2,480円	55	4,260円
8	880円	20	1,290円	32	1,890円	44	3,910円	56	8,980円	8	580円	20	890円	32	1,430円	44	2,630円	56	4,500円
9	910円	21	1,320円	33	1,980円	45	4,210円	57	9,700円	9	600円	21	920円	33	1,500円	45	2,760円	57	4,760円
10	940円	22	1,340円	34	2,090円	46	4,510円	58	10,510円	10	620円	22	950円	34	1,560円	46	2,900円	58	5,080円
11	970円	23	1,380円	35	2,190円	47	4,830円	59	11,430円	11	640円	23	980円	35	1,640円	47	3,030円	59	5,440円
12	1,010円	24	1,410円	36	2,320円	48	5,180円	60	12,460円	12	660円	24	1,020円	36	1,730円	48	3,160円	60	5,850円
13	1,050円	25	1,450円	37	2,450円	49	5,550円	61	13,610円	13	680円	25	1,060円	37	1,820円	49	3,300円	61	6,300円
14	1,100円	26	1,500円	38	2,600円	50	5,940円	62	14,900円	14	710円	26	1,110円	38	1,900円	50	3,440円	62	6,820円
15	1,140円	27	1,540円	39	2,770円	51	6,350円	63	16,320円	15	740円	27	1,150円	39	2,000円	51	3,590円	63	7,400円
16	1,180円	28	1,600円	40	2,960円	52	6,790円	64	17,880円	16	770円	28	1,200円	40	2,110円	52	3,730円	64	8,060円
17	1,210円	29	1,660円	41	3,160円	53	7,260円	65	19,600円	17	800円	29	1,250円	41	2,220円	53	3,890円	65	8,810円

※上記年齢は引受保険会社の保障年齢を使用しています。